

2016年1月5日（火）発行

メルマガ～開示会計を学ぶ～ Vol.10

株式会社スリー・シー・コンサルティング

謹 賀 新 年

- 1 編集長年頭あいさつ
- 2 会計ニュースダイジェスト（2015年12月）
- 3 特集 不正・不適切会計による訂正事例（3）
- 4 ワンポイント開示会計問題演習 「連結包括利益計算書3」
- 5 児玉厚の開示川柳「有報に 退職率を 開示せよ！」
- 6 編集後記

-
- 1 編集長年頭あいさつ
-

新年明けましておめでとうございます。

昨年4月にリスタートした開示会計メルマガが、新たな年を迎えられたのもひとえに読者のみなさまのおかげと心得ております。深く感謝申し上げます。

経理及び開示の分野につきましては、昨年はわが国を代表する大企業における会計不正や、コーポレートガバナンス・コードの適用開始などがありました。また、投資家との対話を促進する観点からわが国の企業情報開示や株主総会のあり方に対する抜本的な見直しの検討が行われているのも注目されます。

当メルマガは、こうした世の中の動きを常に注視しつつ、一方で時を超えて貫かれている開示の本質をご提示し、一緒に開示会計を学んでいくという姿勢を、本年も続けてまいり所存であります。

また、今月より毎週月曜日に、会計ニュースを「会計ニュース号」としてお送りいたします。あわせてご愛顧賜りますようお願いいたします。（*）

どうか本年も開示会計メルマガをよろしく願いいたします。

開示会計メルマガ「メルマガ 開示会計を学ぶ」編集長
株式会社スリー・シー・コンサルティング 高橋 幹夫

(*)

- ・前週においてお伝えすべき出来事が生じたときに刊行いたします。
- ・メルマガ本編（月刊）の「会計ニュースダイジェスト」は次号以降記載を簡略化いたしますのでご了承ください。

2 会計ニュースダイジェスト（2015年12月）

1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針を公表（12月28日） （企業会計基準適用指針第26号）

税効果に関する会計上の取扱いについては従来日本公認会計士協会の実務指針によって定められていましたが、そのうちの一つを今回、ASBJに移管したものです。

繰延税金資産の回収可能性を5つに分類するという
今までの考え方は基本的に継承しつつも、
従来とかく硬直的に運用される傾向にあったものを修正しています。

また、5分類いずれも満たさない企業の取扱いを新たに定めたり、「分類2」及び「分類3」における分類要件の「会計上の利益」から「課税所得（臨時的な原因を除く）」への変更、「分類2」におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いの整備などを行っています。

本適用指針は2016年4月1日以後開始事業年度より適用されます（2016年3月31日以後終了事業年度より適用可）。
本適用指針の適用により会計処理が変更された場合は会計方針等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱われますが、適用初年度の期首の利益剰余金又はその他の包括利益累計額（評価・換算差額等）の調整を行い、過年度遡及は行わないこととされております。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/zeikouka2015/

2) 金融庁、2016年版EDINETタクソミ（案）を公表（12月28日） （意見募集期限：2016年2月1日）

連結財務諸表に関する改正（「親会社株主に帰属する・・・」等）のほか、非連結会社のIFRSや修正国際基準などへの対応が提案されています。

確定公表は2016年3月上旬ごろを予定しています。

<http://www.fsa.go.jp/search/20151228.html>

3) IFRS「関連会社・共同支配企業」改正の適用を延期（12月17日）

IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号

「関連会社及び共同支配企業に対する投資」が2014年9月に改正され、2016年1月1日以後開始事業年度より適用される予定でした。

関連会社・共同支配企業投資について広範囲に見直すこととしたため、新たな適用時期はまだ決まっています。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-postpones-accounting-changes.aspx>

4) 上場株式を2018年10月1日より「100株単位」に統一（12月17日）

上場株式の売買単位はかつて各社バラバラでしたが、100株への統一の動きをここ数年にわたって進めており、現在は100株か1000株のいずれかとなっています。全体の4分の1強が1000株で、残りが100株です。

<http://www.jpx.co.jp/news/1020/20151217-01.html>

5) 税効果会計に適用する税率に関する適用指針案を公表（12月10日）

（企業会計基準適用指針公開草案第55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」意見募集期限：2016年2月10日）

税効果会計における法定実効税率は決算日現在における税法規定に基づく税率を使用しますが、現状では公布日基準、すなわち決算日時点で公布されているかどうかを基準としております。

しかし、例えば決算日直前に税法改正が国会で成立したものの決算日までに公布されない場合には、決算手続や業績予測等の実務的な対応に困難を伴うのみならず、改正直前の税率により計算される金額は会計情報としての有用性に欠けるとの指摘がなされております。

そこで本適用指針案では、成立日基準、すなわち決算日時点で税制改正法案が国会の衆参両院で可決成立しているかどうか、という基準に変更することが提案されております。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/zeikouka2015_2/index.shtml

6) IFRS第4号「保険契約」修正案を公表（12月9日）

（意見募集期限：2016年2月8日）

IFRSの保険契約は現在大改正の作業が進められておりますが、IFRS第9号「金融商品」の適用時期（2018年1月1日開始事業年度）には間に合わないことが確実で、両社の適用時期が異なることにより生じる不都合に対応するため、IFRS第4号の修正を提案しております。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-proposes-amendments-to-the-current-Insurance-Contracts-Standard-to-provide-temporary-reliefs-for-insurers.aspx>

7) IFRS タクソノミ 2015 の改訂版公表 (第1弾: 12月1日 第2弾: 12月8日)

第1弾は中小企業向け IFRS (IFRS for SMEs) の本年の改正を盛り込んだもの、第2弾は IT 産業、メディア、化学及び公益事業における実務 (科目等) を反映させたものです。

(第1弾)

<http://www.ifrs.org/XBRL/IFRS-Taxonomy/2015/Pages/IFRS%20Taxonomy%202015%20Amendments%20to%20the%20IFRS%20for%20SMEs.aspx>

(第2弾)

<http://www.ifrs.org/XBRL/IFRS-Taxonomy/2015/Pages/IFRS-Taxonomy-2015-Updated-For-Common-Practice.aspx>

3 特集 不正・不適切会計による訂正事例 (3)

第8号より、不正・不適切会計による訂正事例をご紹介します。最終回の今号は2015年(1~12月)です。12月22日までですが件数は2013年及び2014年を上回っています。

ここでは、不正・不適切会計を要因とする開示書類の訂正事例のうち、明らかに不正な意図が認められるものを挙げております。ただし、事案の分析内容は訂正発表当時における、主に第三者委員会報告書又は内部調査報告書の記載内容によっております。したがって、その後に明らかになった事実等は考慮しておりません。

ご紹介するのは公表年月(開示書類の訂正を公表した時点)及び業種で、社名は伏せています。なお、既に上場廃止している会社も含まれています。

* 続きはメルマガ読者にのみ公開しています。

4 ワンポイント開示会計問題演習

* メルマガ読者にのみ公開しています。

5 児玉厚の開示川柳

* 児玉厚（株式会社スリー・シー・コンサルティング 代表取締役）による
「開示川柳」をお届けしております。

「 有報に 退職率を 開示せよ！ 」

会社の本当の財産は「人財」だ。
でも、「人財」は貸借対照表には載っていない。

「働く」という字は、「イ（ヒト）」が「動（うご）く」と書く。

財務諸表の数字の裏には、
「人が苦悩し、さまざまな逆境を乗り越えてきた人間のドラマ」がある。

* 続きはメルマガ読者にのみ公開しています。

6 編集後記

ここ最近、「大人の高校数学」だの「大人の世界史」といった、高校レベルの
学問分野に関する大人向けの本が多く出回っています。高校卒業後ウン10年、
時事的トピックを扱う分野はもとより、歴史や理科なども近年の学問成果等を
反映して内容が自分の学んだときから少なからず変わっていると聞きます。

* 続きはメルマガ読者にのみ公開しています。

メルマガの登録変更及び購読解除について

当メルマガの登録情報のご変更や購読解除をご希望の方は、
以下のアドレスより手続きをお願いします。

（登録情報のご変更）

<https://1lejend.com/stepmail/edit.php?no=xxzzkh>

（購読解除）

<https://1lejend.com/stepmail/delf.php?no=101100>

メルマガの記載内容等に関するお問い合わせ

当メルマガの記載内容等に関するお問い合わせがございましたら、
以下のメールアドレス又は電話番号よりご連絡願います。

kaijikaikei@3cc.co.jp

TEL : 03-6863-7206 (担当 : 企画部)

発行 : 株式会社スリー・シー・コンサルティング
〒171-0033 東京都豊島区高田 3-14-29 KDX 高田馬場ビル 7 階
URL : <http://www.3cc.co.jp/>

Copyright (c) Three C Consulting Co.,Ltd. All Rights Reserved.